

令和6年度豊島区介護予防・日常生活支援総合事業説明会
及び介護予防ケアマネジメント作成研修

介護予防ケアマネジメント作成研修			
項目	NO.	質問	回答
	1	ケアマネジメントA「C」「B」のプラン変更の際の「追記」に関して説明を受ける限り、プランは変更になるのでプラン変更後、各サービス事業所に電話照会、文章照会をする介護支援に近い流れでも良いですか。予防支援、介護支援のケアマネジメント支援のプロセスは極力同じほうが混乱しないと思いますが・・・	【居宅・包括】・・・配布資料4のP14参照 ・ケアマネジメントAの利用者が(C)(B)サービスを追記する場合ですが、原則はご意見の通り、サービス担当者会議において他サービスについては電話・文書照会の流れで良いと考えます。 ・短期集中通所サービス(C)とつながるサロン(B)の追加のみ、流れが異なり、(C)は「目標確認会議」「評価会議」であり、(B)はサービス担当者会議は行いません。委託先と包括の担当者相互の連携をとり、ご対応をお願いします。上記の資料にお示した流れを事例で積み重ね、今後の対応については検討していきます。
	2	研修の中で事業者連絡会の話があったが他区事業所への案内をしているかどうか教えてほしい。 また、ご案内がないのであれば介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の委託も区内で進めてほしい	【居宅】 ・毎年「総合事業説明会・介護予防ケアマネジメント作成研修」について、受託いただいている区外の居宅介護支援事業所宛てに郵送にてご案内しております。介護保険事業者連絡会は介護保険課主催の会議ですが、周知については区内のみ(ケア倶楽部にて)でした。今後は近隣区についても周知を検討していきたいとのことです。
	3	資料4、P20 資料7モニタリング 毎月の報告書の提出について、記録後包括に提出と記載があるが毎月提出する包括としないところもあるがどちらでしょうか	【居宅・包括】・・・配布資料4のP20(同じ資料:配布資料5のP13)参照 ・モニタリングは毎月行い、記録します。包括への提出はケアプラン期間の終了・評価のタイミングで、評価(F表)とともに包括に提出をお願いします。
	4	包括提出書類のアセスメント書式には任意とのことであり・アセスメントも可能と言うことでよろしいですか	【居宅・包括】・・・配布資料4のP19(同じ資料:配布資料5のP12)参照 ・介護予防支援・ケアマネジメントA(居宅に委託可能)につきまちは、任意の様式としており、リ・アセスメントの活用も可能です。 ・ケアマネジメントB・C(居宅に委託不可)につきまちは、豊島区アセスメントシート(表・裏)をアセスメント様式として位置づけております。
	5	テレビ電話装置を活用するモニタリング(委託の場合)は何か注意することは包括としてありますか。 まだ相談ではないのでその都度お伺いしたいとは思いますが・・・。	【居宅・包括】・・・配布資料4のP7参照 ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングにおいて、基準第32条や介護保険最新情報Vol.1225のP65～66の内容を踏まえた対応がなされているか。包括の担当者は、委託先の担当者が作成した支援経過記録表や評価(F表)等から、条件を満たした運用がなされているか確認が必要と考えます。
	6	・ケアマネジメントCのみで初めての利用の時はプランは総合事業グループに送らなくてもよいとの事ですが、私のプラン・アセスメントは作成して保管しておくということでしょうか？	【包括】 総合事業の運用のため、下記のと通りの対応をお願いします。 ・ケアマネジメントCのプラン・アセスメントは「私のプラン」「豊島区アセスメントシート表・裏」の帳票にて作成しますが、総合事業Gに提出するものは、利用申込書のみです。(他はセンターにて保管します。) ⇒訪問型サービスの団体には利用申込書と私のプランを送付 ⇒通所型サービスの団体には介護予防手帳に利用申込書を添付し本人に渡す
	7	・ケアマネジメントCのみで前年から継続の利用者についてはプラン作成はなしで良いとの事なので報酬算定はなしになるはずですが年1回のモニタリングは必要なのでしょうか？	【包括】 ケアマネジメントCは本人の自立支援に向けたセルフプラン作成支援であり、モニタリングの位置づけはありません。しかし、高齢期の方の状況は変化しやすく、早期発見のために、通所B(つながるサロン)コーディネーターと連携しての対応や年1回のサロンの訪問にご協力をお願いいたします。
	8	A～F表の他、国様式の帳票でも可能か。(国様式はダメだと思っている人もいる) ・居宅(指定)の場合、月によってサービス内容が変わる場合の契約について。 ・配布資料3 P.8は国様式OKと記載。・配布資料5 P.14はA～F表のみと記載	【居宅・包括】・・・配布資料3のスライド8参照、配布資料4のP18下線部分参照 ・ケアマネジメントAの帳票ですが、東京都推奨様式(A～F票)に加え、国様式の活用も可能です。配布資料4(豊島区介護予防ケアマネジメントマニュアル)やその他資料についても国様式についても可能である旨、転記します。 ・今回の改正では、居宅(介護予防支援指定)であったケースが、サービス内容の変更に伴い介護予防ケアマネジメントになる場合について、①居宅が包括からの委託にて担当を継続する。②包括直営に変更になる。2つの対応が考えられます。ケアマネジメントAの場合は利用者と包括とは契約が発生します。上記の場合が想定されるため、介護予防支援の指定を受けている居宅については、包括からの委託についても引き続きご協力をお願いします。
	9	・プランの期間は最長でどのていどにすれば良いのでしょうか？ ・予防プランを直接契約した場合、実地指導の対策となるのでしょうか？	【居宅・包括】・・・配布資料4のP12(同じ資料:配布資料5のP4)参照 ・ケアマネジメントAは、目標達成に必要な期間。認定の有効期間をまたがないよう配慮し、最大1年までを目安とします。 ・居宅が介護予防支援の指定を受けて実施する場合の運営指導・実地指導のあり方については、これから詳細を協議していきます。

	10	包括に提出する書類が多くて負担となっています。今後書類の簡略化や書類が少なくなるということはありませんか？	【居宅・包括】 ・2年間の協議を経て、令和6年度より、ケアマネジメントA・B・C、それぞれの帳票を整理しました。 しばらくは現行の帳票を利用いただき、改善の必要性についても検討していきたいと考えます。
	11	ケアマネジメントB・Cの帳票がわかり難いです。	【居宅】・・・配布資料4のP12参照 ・ 現在、ケアマネジメントB・Cについては居宅への委託ができないため、「すこやか生活プラン」や「私のプラン」は包括担当者が作成し、居宅のケアマネジャーによる作成はありません。
	12	興味・関心チェックシートは必ず必要でしょうか。	【居宅・包括】・・・配布資料3のスライド23、配布資料4のP18参照 ・介護予防ケアマネジメントすべての類型で使用する帳票の1つです。本区としては 本人についてのアセスメントやコミュニケーションツールとして、できる範囲での活用を推奨します 。その理由は、事業対象者や要支援者を単に支援につなげるだけではなく、その知識や能力を生かして地域における集いの場に参加するなど、本人の生きがいやつながりをつくる支援も介護予防ケアマネジメントとして重要な視点と考えるためです。
	13	①資料4 P23表わかりやすく助かります。表の下「*印」従来どおり単価報酬にて・・・上記の手続きは不要となるの文言があり、この意味が十分理解できないので教えてほしい。（ある居宅さんからは入浴あるDS利用してるが、変更なく今まで通りで事業所の方も今まで通り変わらないとの説明な為、追記しなくてもいいのでは？の問いも入っています。） ②既存プランに短期集中を入れる際、既存プランに手書きで追記でいいとの事でしたが、開始前に担会するので既存プランに入力で入れていましたがそれでも大丈夫ですか？	【居宅・包括】・・・配布資料4のP22～26参照 1. ケアプランに入浴が必要な理由（別紙2①～③）と同等の記載がない場合や、月額包括報酬払いについて本人・家族の同意が得られない場合は、従来通りの単価報酬となるため、P23の図に示した手続きは不要となります。 しかし、次のケアプランを作成するタイミングで、東京都様式C表に別紙2①～③を記載いただき、本人等の同意が得られたら、通所回数によっては月額包括報酬が可能となることをお伝えします。 2. 既存のプランに短期集中サービスを記載いただくことが必要なので、追記でも入力でも問題はあります。
	14	・介護予防支援の指定の届出は今すぐ行うのか？ ・介護予防支援の指定申請をせず、今まで通り包括からの委託でもよいのか？	【居宅】 ①介護予防支援の指定を受け、介護予防サービス計画作成等介護予防支援業務を担当する。（指定の手続きは配布資料3のスライド8参照。） ②包括からの委託を受け、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントAの業務を担当する。（今まで通り） 上記①②の選択は指定居宅介護支援事業者でご検討ください。 ①②は同時に実施すること（介護予防支援の指定を受けていても、包括からの業務委託を行う）も可能です。 利用者が第一号事業のみの利用となった場合の担当者ケアマネ等の変更を防ぐため、①を行う場合は②も同時に実施いただくことを推奨します。
		研修担当グループからお伝えしたいこと	※ご質問ありがとうございました。 ○配布資料3は、介護予防支援の指定に関する最新情報や当日の研修のポイントを説明しています。 ○配布資料4（豊島区介護予防ケアマネジメントマニュアル）が全体の内容を網羅しています。 ○参考資料として、配布資料5（資料集）、配布資料6（帳票及び記入例）を作成しました。日々の業務でご活用いただけたらと思います。